

# 山梨県公報

号外第二十七号

令和元年

十月十日

木曜日

## 目次

- 山梨県富士山レンジャーに関する規則の一部を改正する規則……………一
- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一
- 企業局
- 山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 教育委員会
- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………七
- 人事委員会
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則……………七
- その他
- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一五

## 規則

### 山梨県規則第十二号

山梨県富士山レンジャーに関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県富士山レンジャーに関する規則の一部を改正する規則

山梨県富士山レンジャーに関する規則(平成二十六年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「非常勤の職員」を「会計年度任用職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。)」に改める。

第二条中「に規定する非常勤の職員」を「の会計年度任用職員」に改める。

第三条第一項第一号中「第二項の規定による指示」を「第一項第二号に掲げる行為に対する指導」に改め、同項第二号中「立入調査」の下に「の支援」を加え、同項第三号

中「及び質問」を「の支援」に改める。  
第一号様式の裏面中「第二項の規定による指示」を「第一項第二号に掲げる行為に対する指導」に、「立入調査」を「立入調査の支援」に、「及び質問」を「の支援」に改める。

### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第十三号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

技能労務職員の給与に関する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次に掲げる職名を有する職員」の下に「及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員(以下この条、第五条の七及び第十条において「第二号会計年度任用職員」という。))を、「第七号に掲げる職名を有する職員」の下に「及び第二号会計年度任用職員」を加え、「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))を「法」に改める。

第五条の六を削る。

第五条の七中「任期付職員法」を「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号。以下「任期付職員法」という。))」に、「前条」を「第三条から第五条の二まで」に、「当該規定」を「これらの規定」に改め、同条を第五条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

(第二号会計年度任用職員の給料月額)

第五条の七 第二号会計年度任用職員の給料月額は、第三条から第五条の二までの規定

にかかわらず、当該第二号会計年度任用職員の職務とその内容が類似する職務に従事する常勤職員に適用される給料表及び当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を基礎として、職務の内容、職務を遂行する上で必要となる知識、技術及び経験その他の事情を考慮した上で、予算の範囲内で、任命権者が決定する。

2 第二号会計年度任用職員の職務の級は、技能労務職給料表における職務の級一級とする。

第九条の次に次の一条を加える。

(第二号会計年度任用職員についての適用除外)

**第十条** 第七条の二の規定は、第二号会計年度任用職員のうち、任期が六月未満であるもの（任期の満了後引き続き同一の職務の内容の職に任用された場合における当該任期と直前の会計年度における任期との合計が六月以上となる場合を除く。）には適用しない。

2 第七条の三の規定は、第二号会計年度任用職員には適用しない。  
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第三条関係)

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	130,400	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	217,500	261,300	296,800
	12	141,100	218,900	262,500	298,600
	13	141,900	220,100	263,500	300,000
	14	142,900	221,600	264,600	301,700
	15	143,900	223,100	265,600	303,300
	16	144,900	224,400	266,600	304,800
	17	146,000	225,300	267,600	306,300
	18	147,200	226,000	268,800	307,900
	19	148,400	226,900	269,900	309,500
	20	149,600	227,900	270,800	311,200
	21	150,700	228,800	271,800	312,200
	22	151,900	230,300	272,900	313,600
	23	153,100	231,600	274,000	315,000
	24	154,300	232,700	275,000	316,500
	25	155,500	234,100	275,800	317,600
	26	157,000	235,400	276,900	319,100
	27	158,500	236,700	278,000	320,500
	28	160,000	238,000	279,100	321,900
	29	161,400	238,900	280,000	323,500
	30	162,900	240,100	281,100	324,700
	31	164,400	241,400	282,100	326,000
	32	165,900	242,600	283,100	327,200
	33	167,400	243,700	283,800	328,300
	34	169,200	245,000	284,700	329,200
	35	171,000	246,100	285,600	330,300
	36	172,800	247,300	286,700	331,400
	37	174,600	248,600	287,300	332,500
	38	176,300	249,700	288,200	333,600
	39	178,000	251,000	289,100	334,600
	40	179,700	252,300	290,000	335,600
	41	181,900	253,300	290,600	336,600
	42	183,400	254,600	291,600	337,600
	43	184,900	255,700	292,600	338,600
	44	186,300	257,000	293,500	339,600

45	187,600	257,800	294,200	348,200
46	189,100	258,900	295,100	349,600
47	190,500	260,100	296,000	351,100
48	191,800	261,100	296,900	352,600
49	193,200	262,300	297,600	354,200
50	194,200	263,500	298,200	355,000
51	195,500	264,700	298,900	356,200
52	196,600	265,600	299,700	357,200
53	197,800	266,500	300,300	358,100
54	198,900	267,600	301,100	359,200
55	200,000	268,800	301,800	360,100
56	201,100	270,000	302,500	361,200
57	202,100	270,800	303,200	362,100
58	203,200	271,800	303,900	362,800
59	204,200	272,900	304,700	363,500
60	205,200	273,900	305,400	364,200
61	206,100	274,900	306,000	364,600
62	207,200	276,000	306,700	365,200
63	208,300	276,800	307,400	365,900
64	209,300	277,900	308,100	366,600
65	210,200	278,700	308,600	366,900
66	211,100	279,500	309,100	367,600
67	211,800	280,300	309,700	368,300
68	212,700	281,100	310,300	369,000
69	213,600	281,700	310,900	369,300
70	214,800	282,500	311,300	369,900
71	215,800	283,300	311,800	370,600
72	216,700	284,000	312,300	371,200
73	217,300	284,800	312,600	371,500
74	218,500	285,500	313,100	372,100
75	219,600	286,300	313,600	372,800
76	220,800	287,100	314,000	373,400
77	221,400	287,700	314,200	373,800
78	222,600	288,200	314,500	374,300
79	223,800	288,700	314,800	374,900
80	224,900	289,100	315,100	375,400
81	225,800	289,500	315,400	375,900
82	227,000	289,900	315,700	376,500
83	228,000	290,400	316,000	377,000
84	229,100	290,900	316,300	377,300
85	230,200	291,300	316,500	377,700
86	231,200	291,900	316,900	378,200
87	232,300	292,500	317,200	378,600
88	233,300	293,100	317,400	379,000
89	234,300	293,400	317,600	379,400
90	235,400	293,900	317,900	379,900
91	236,500	294,400	318,200	380,300
92	237,600	294,800	318,500	380,700

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

93	238,700	295,200	318,700	381,000
94	239,700	295,700	319,000	
95	240,600	296,200	319,300	
96	241,400	296,700	319,500	
97	242,300	297,000	319,700	
98	243,300	297,400	320,000	
99	244,300	297,900	320,300	
100	245,200	298,400	320,500	
101	246,000	298,800	320,700	
102	246,900	299,200		
103	247,800	299,500		
104	248,700	299,800		
105	249,500	300,100		
106	250,300	300,500		
107	251,100	300,900		
108	251,800	301,300		
109	252,500	301,600		
110	253,100	302,000		
111	253,500	302,400		
112	253,900	302,700		
113	254,100	302,900		
114	254,500	303,200		
115	255,000	303,500		
116	255,500	303,700		
117	255,800	303,900		
118	256,200	304,200		
119	256,700	304,500		
120	257,200	304,700		
121	257,500	304,900		
122	257,800	305,200		
123	258,100	305,500		
124	258,400	305,700		
125	258,600	305,900		
126	258,800	306,200		
127	259,100	306,500		
128	259,400	306,700		
129	259,600	306,900		
130	259,800	307,200		
131	260,200	307,500		
132	260,400	307,700		
133	260,700	307,900		
134	261,100			
135	261,400			
136	261,700			
137	261,900			
138	262,200			
139	262,400			
140	262,700			

141	263,000				
142	263,200				
143	263,500				
144	263,800				
145	264,000				
146	264,200				
147	264,500				
148	264,700				
149	265,000				
150	265,300				
151	265,600				
152	265,800				
153	266,000				
154	266,300				
155	266,500				
156	266,700				
157	267,000				
158	267,300				
159	267,600				
160	267,900				
161	268,100				
162	268,300				
163	268,600				
164	268,900				
165	269,100				
166	269,300				
167	269,600				
168	269,900				
169	270,100				
170	270,300				
171	270,600				
172	270,900				
173	271,100				
174	271,300				
175	271,600				
176	271,900				
177	272,100				
再任用職員	202,200	223,200	244,000	274,600	

附則  
この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 企業局

### 山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十月十日

山梨県公営企業管理者 佐野 宏

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（第二号会計年度任用職員の給料月額）

**第四条の二** 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員（以下この条において「第二号会計年度任用職員」という。）であつて同法第五十七條に規定する単純な労務に雇用されるものの給料月額は、前二條の規定にかかわらず、当該第二号会計年度任用職員の職務とその内容が類似する職務に従事する常勤職員に適用される給料表及び当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を基礎として、職務の内容、職務を遂行する上で必要となる知識、技術及び経験その他の事情を考慮した上で、予算の範囲内で、任命権者が決定する。

2 第二号会計年度任用職員の職務の級は、技能労務職給料表における職務の級一級とする。

### 附則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月十日

山梨県教育委員会

教育長 市川 満

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県公報号外 第二十七号 令和元年十月十日

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十六年山梨県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「有する職員」の下に「及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員（以下この条、第五條第一項及び第六條第一項において「第二号会計年度任用職員」という。）を」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、第二号会計年度任用職員にあつては、法第五十七條に規定する単純な労務に雇用される職員に限る。

第五條第一項及び第六條第一項中「及び専門員」を「、専門員及び第二号会計年度任用職員」に改める。

### 附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第六号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十月十日

山梨県人事委員会

委員長 井出 與五右衛門

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

**第一条** 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号及び第二号中「別表」を「別表第一」に改める。

第四十二條を第五十一條とし、第四十一條の次に次の九條を加える。

（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇）

**第四十二條** 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇については、次条から第五十條までに定める基準（第五十一條の規定に基づき人事委員会が定めるものを含む。）に従い、任命権者が定めるものとする。

2 任命権者は、任用期間、一週間当たりの勤務時間等の勤務条件が他の会計年度任用職員に比して著しく特殊であるものとして人事委員会が定める会計年度任用職員

の休暇を定める場合において、他の会計年度任用職員と同様の休暇とすることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときは、労働基準法その他の法令の規定に反しない限りにおいて、前項の基準によらないことができる。

**第四十三条** 会計年度任用職員の勤務時間は、常勤の職員の一週間当たりの勤務時間の範囲内において、任命権者の定めるところによる。

2 会計年度任用職員の休日は、常勤の職員の例による。

**第四十四条** 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、傷病休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 年次有給休暇は有給休暇とし、特別休暇は有給休暇又は無給の休暇とし、傷病休暇、介護休暇及び介護時間は無給の休暇とする。

**第四十五条** 年次有給休暇の日数は、人事委員会が定める要件を満たす会計年度任用職員の区分ごとに人事委員会が定める日数とする。

2 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事委員会が定める日数を限度として、次の一年間に繰り越すことができる。

3 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

**特別休暇**

**第四十六条** 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、別表第二に定めるところによる。

2 特別休暇のうち、別表第二の項から9の項までに掲げる休暇は有給休暇とし、同表10の項から18の項までに掲げる休暇は無給の休暇とする。

**傷病休暇**

**第四十七条** 傷病休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、別表第三に定めるところによる。

**介護休暇**

**第四十八条** 介護休暇は、会計年度任用職員が要介護者（条例第十五条第一項に規定する要介護者をいう。以下この項、次条第一項及び別表第二において同じ。）の介

護をするため、任命権者が、人事委員会が定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

**（介護時間）**

**第四十九条** 介護時間は、会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間（当該会計年度任用職員において一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間が二時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

**特別休暇、傷病休暇、介護休暇及び介護時間の承認**

**第五十条** 特別休暇（人事委員会が定めるものを除く。）、傷病休暇、介護休暇及び介護時間については、人事委員会が定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。

別表を別表第一とし、同表の次に次の四表を加える。

**別表第二（第四十六条関係） 特別休暇の基準**

特別休暇の種類	期間
1 公民権行使休暇	その都度必要と認める期間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間
3 忌引	この表の附表に定める期間内において必要と認める期間
4 婚姻休暇	五日以内

5	夏季休暇	五日以内
6	感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間
7	非常災害による交通遮断休暇	その都度必要と認める期間
8	天災地変による住居滅失休暇	その都度必要と認める期間
9	交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間
10	骨髄提供休暇	その都度必要と認める期間
11	会計年度任用職員の生理休暇	その都度必要と認める期間
12	妊娠中又は出産後の会計年度任用職員の通院休暇	この表の附表の二に定める回数において必要と認める時間
13	会計年度任用職員の分べん休暇	その分べん予定日前八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）に当たる日から分べんの日後八週間目に当たる日までの期間内
14	会計年度任用職員の育児休暇	生後満一年六月に達しない子を育てる場合一日二回それぞれ六十分以内の期間
15	子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合五日（中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）以内
16	短期の介護休暇	要介護者の介護その他人事委員会が定める世話を行う場合五日（要介護者が

別表第二の附表 忌引日数表

死亡した親族	日数
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	七日
父母	五日
子	五日
祖父母	三日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日）
孫	一日
兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日（会計年度任用職員が代襲相続

17 妊娠中の女子の会計年度任用職員が、妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが困難であると認められる場合の休暇	その都度必要と認める期間
18 妊娠中の女子の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合の休暇	所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて一日につき一時間を超えない範囲で必要とされる時間

二人以上の場合にあつては、十日）以内

父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日）
子の配偶者又は配偶者の子	一日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、五日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	一日

備考 葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加算することができる。

別表第二の附表の二 通院回数表

妊娠週数等	回数
妊娠したと認められたときから妊娠満二十三週まで	四週間に一回
妊娠満二十四週から満三十五週まで	二週間に一回
妊娠満三十六週から分べんまで	一週間に一回
出産後一年まで	一回

備考 医師等の特別の指示があつた場合にあつては、その指示された回数とする。  
別表第三（第四十七条関係） 傷病休暇の基準

傷病休暇の種類	期間
---------	----

1 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	その都度必要と認める期間
2 女子の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	その都度必要と認める期間
3 負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇 （1の項若しくは2の項又は別表第二11の項の休暇に該当する場合を除く。）	十日以内

（山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正）

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第一号及び第二号中「別表」を「別表第一」に改める。

第四十一条を第五十条とし、第四十条の次に次の九条を加える。

（会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇）

第四十一条 地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇については、次条から第四十九条までに定める基準（第五十条の規定に基づき人事委員会が定めるものを含む。）に従い、県教育委員会が定めるものとする。

2 県教育委員会は、任用期間、一週間当たりの勤務時間等の勤務条件が他の会計年度任用職員に比して著しく特殊であるものとして人事委員会が定める会計年度任用職員の休暇を定める場合において、他の会計年度任用職員と同様の休暇とすることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときは、労働基準法その他の法令の規定に反しない限りにおいて、前項の基準によらないことができる。（勤務時間及び休日）

**第四十二条** 会計年度任用職員の勤務時間は、常勤の職員の一週間当たりの勤務時間の範囲内において、県教育委員会の定めるところによる。

2 会計年度任用職員の休日は、常勤の職員の例による。

(休暇の種類)

**第四十三条** 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、傷病休暇、介護休暇及び介護時間とする。

2 年次有給休暇は有給休暇とし、特別休暇は有給休暇又は無給の休暇とし、傷病休暇、介護休暇及び介護時間は無給の休暇とする。

(年次有給休暇)

**第四十四条** 年次有給休暇の日数は、人事委員会が定める要件を満たす会計年度任用職員の区分ごとに人事委員会が定める日数とする。

2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、人事委員会が定める日数を限度として、次の一年間に繰り越すことができる。

3 県教育委員会は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならぬ。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

**第四十五条** 特別休暇は、選挙権その他公民としての権利の行使、婚姻、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、別表第二に定めるところによる。

2 特別休暇のうち、別表第二の項から9の項までに掲げる休暇は有給休暇とし、同表10の項から18の項までに掲げる休暇は無給の休暇とする。

(傷病休暇)

**第四十六条** 傷病休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とし、その種類及び期間は、別表第三に定めるところによる。

(介護休暇)

**第四十七条** 介護休暇は、会計年度任用職員が要介護者(条例第十六条第一項に規定する要介護者をいう。以下この項、次条第一項及び別表第二において同じ。)の介護をするため、県教育委員会が、人事委員会が定めるところにより、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、三回を超えず、かつ、通算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間(次項及び次条第一項において「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

(介護時間)

**第四十八条** 介護時間は、会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する三年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間(当該会計年度任用職員において一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じられた時間とする)を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(特別休暇、傷病休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

**第四十九条** 特別休暇(人事委員会が定めるものを除く。)、傷病休暇、介護休暇及び介護時間については、人事委員会が定めるところにより、県教育委員会の承認を受けなければならない。

別表を別表第一とし、同表の次に次の四表を加える。

別表第二(第四十五条関係) 特別休暇の基準

特別休暇の種類	期間
1 公民権行使休暇	その都度必要と認める期間
2 裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間
3 忌引	この表の附表に定める期間内において必要と認める期間
4 婚姻休暇	五日以内
5 夏季休暇	五日以内
6 感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間

7	非常災害による交通遮断休暇	その都度必要と認める期間
8	天災地変による住居滅失休暇	その都度必要と認める期間
9	交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間
10	骨髓提供休暇	その都度必要と認める期間
11	会計年度任用職員の生理休暇	その都度必要と認める期間
12	妊娠中又は出産後の会計年度任用職員の通院休暇	この表の附表の二に定める回数において必要と認める時間
13	会計年度任用職員の分べん休暇	その分べん予定日前八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）に当たる日から分べんの日後八週間目に当たる日までの期間内
14	会計年度任用職員の育児休暇	生後満一年六月に達しない子を育てる場合一日二回それぞれ六十分以内の期間
15	子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合五日（中学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）以内
16	短期の介護休暇	要介護者の介護その他人事委員会が定める世話を行う場合五日（要介護者が二人以上の場合にあつては、十日）以内
17	妊娠中の女子の会計年度任用職員	その都度必要と認める期間

<p>別表第二の附表 忌引日数表</p>	
<p>が、妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが困難であると認められる場合の休暇</p>	<p>18 妊娠中の女子の会計年度任用職員が、通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合の休暇</p>
<p>死亡した親族</p>	<p>日数</p>
<p>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p>	<p>七日</p>
<p>父母</p>	<p>五日</p>
<p>子</p>	<p>三日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日）</p>
<p>祖父母</p>	<p>一日</p>
<p>孫</p>	<p>三日</p>
<p>兄弟姉妹</p>	<p>一日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日）</p>
<p>おじ又はおば</p>	<p>三日（会計年度任用職員と生計を一に</p>
<p>父母の配偶者又は配偶者の父母</p>	<p>一日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日）</p>

子の配偶者又は配偶者の子	一日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、五日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	一日

備考 葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加算することができる。

**別表第二の附表の二 通院回数表**

妊娠週数等	回数
妊娠したと認められたときから妊娠満二十三週まで	四週間に一回
妊娠満二十四週から満三十五週まで	二週間に一回
妊娠満三十六週から分べんまで	一週間に一回
出産後一年まで	一回

備考 医師等の特別の指示があつた場合にあつては、その指示された回数とする。

**別表第三（第四十六条関係） 傷病休暇の基準**

傷病休暇の種類	期間
1 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	その都度必要と認める期間

2 女子の会計年度任用職員が母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇	その都度必要と認める期間
3 負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇（1の項若しくは2の項又は別表第二の項の休暇に該当する場合を除く。）	十日以内

（職務に専念する義務の特例に関する規則の一部改正）

**第三条** 職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条を第八条とし、第五条の次に次の二条を加える。

（会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例）

**第六条** 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員の職務に専念する義務の特例については、次条に定める基準（第八条の規定に基づき人事委員会が定めるものを含む。）に従い、任命権者が定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

**第七条** 前項の会計年度任用職員は、次に掲げる場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることのできる。

- 一 厚生に関する計画の実施に参加する場合（任命権者が認めるものに限る。）
- 二 法第四十六条の規定による勤務条件に関する措置要求の審理に出頭する場合
- 三 法第四十九条の二第一項の規定による審査請求の審理に出頭する場合
- 四 国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合（任命権者が認めるものに限る。）
- 五 任命権者が行う健康診断を受ける場合
- 六 妊娠中の女性会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

**第四条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「職員給与条例第三十六条、学校職員給与条例第二十四条及び警察職員給与条例第三十四条の規定」を「山梨県非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和三十二年山梨県条例第二十三号)」に改め、同条第六号中「の職員」を「の職員」に改める。

第二条第二号中「その他」を「、法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員(以下「第二号会計年度任用職員」という。その他)に改める。

第四条中「又は任期付短時間勤務職員」を「、任期付短時間勤務職員又は第二号会計年度任用職員」に改める。

第五条第二項に次の二号を加える。

七 基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次号において同じ。)における任用の期間に引き続き第二号会計年度任用職員として在職した期間(基準日前一箇月以内に退職した場合を含む。)については、前各号の規定にかかわらず、そのうち給料の支給を受けていない期間(人事委員会が定める期間を除く。)

八 基準日現在における任用の期間に引き続き第二号会計年度任用職員として在職した期間(基準日前一箇月以内に退職した場合を除く。)については、その全期間

第六条の九中「第六条の二」を「第六条の三」に改め、同条を第六条の十とする。  
第六条の八を第六条の九とし、第六条の二から第六条の七までを一条ずつ繰り下げ、第六条の次に次の一条を加える。

(第二号会計年度任用職員の期末手当に係る在職期間)

**第六条の二** 第五条及び前条の規定にかかわらず、第二号会計年度任用職員に係る職員給与条例第三十二条第一項、学校職員給与条例第二十二條第二項及び警察職員給与条例第三十條第一項に規定する在職期間は、それぞれの給与条例の適用を受ける第二号会計年度任用職員として在職した期間(基準日前一箇月以内に退職した場合を除き、引き続き在職した期間に限る。)から給料の支給を受けていない期間(人事委員会が定める期間を除く。)を除いた期間とする。

2 前項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者のうち常勤の職員(口及びハにあつては、第二号会計年度任用職員を含む。)が職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける第二号会計年度任用職員となつた

場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間(基準日前一箇月以内に退職した場合を除き、引き続き在職した期間に限る。)

イ 職員給与条例、学校職員給与条例又は警察職員給与条例の適用を受ける職員

ロ 現業職員

ハ 企業職員

二 県の特別職のうち人事委員会が定める者

二 その他人事委員会が認める職員として在職した期間

3 前項の期間の算定については、第五条第二項及び第三項の規定を準用する。

第八条第一項ただし書中「の職員」の下に「及び第二号会計年度任用職員」を加える。

第十一条第二項中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第二号会計年度任用職員として在職した期間

(職員の任用に関する規則の一部改正)

**第五条** 職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「延長」の下に「、会計年度任用職員」を加える。

第一条中「並びに第二十二條第二項」を「、第二十二條の二第一項並びに第二十二條の三第一項」に改める。

第五章の章名中「延長」の下に「、会計年度任用職員」を加える。

第二十七條の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の採用の方法等)

**第二十七條の二** 会計年度任用職員(法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。以下この条において同じ。)の採用は、選考によるものとする。

2 人事委員会は、前項の規定による選考の実施を任命権者に委任する。

3 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

5 任命権者は、毎年四月末日までに、前年の四月一日に始まる年度内に行つた会計年度任用職員の任用又は任用期間の更新について人事委員会に報告するものとする。

6 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条第一項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、同条第三項中

「採用後一年」とあるのは「当該職員の任期」と、「一年とする」とあるのは「当該職員の任期とする」とする。

7 第一項の規定による選考の実施に関し必要な事項は、第十四条の規定にかかわらず、別に定める。

第二十八条第一項中「任命権者は」の下に「、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」を加え、「おいては」を「該当するときは」に改め、同条第二項中

「第二十二條第二項前段」を「第二十二條の三第一項前段」に改める。

第二十九條第二項中「第二十二條第二項後段の規定」を「第二十二條の三第一項後段の規定」に、「法第二十二條第二項後段」を「同項後段」に改める。

(人事記録に関する規則の一部改正)

**第六條** 人事記録に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第三條第五号中「(昭和二十七年三月山梨県条例第七号)第二條」を「(昭和二十七年山梨県条例第七号)第五條」に改める。

第十條の見出しを「(任期付職員、臨時的に任用された職員及び会計年度任用職員の特例)」に改め、同条中「、同法第十八條第一項」を「並びに地方公務員育児休業法第十八條第一項」に、「第二十二條第二項」を「第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員、法第二十二條の三第一項」に、「同法第二十六條の六第七項第一号」を「法第二十六條の六第七項第一号」に、「同項第二号の規定により臨時的に任用された職員、」を「同項第二号の規定により臨時的に任用された職員並びに」に改め、「並びに非常勤の職員」を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則及び公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則の一部改正)

**第七條** 次に掲げる人事委員会規則の規定中「第二十二條第一項」を「第二十二條」に改める。

一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和六十二年山梨県人事委員会規則第一号)第二條

二 公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する規則(平成十四年山梨県人事委員会規則第七号)第二條

**附則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

## その他

### 山梨県議会規則第一号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和元年十月十日

山梨県議会議長 大柴邦彦

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二條中「規定する職名のうち嘱託を除く」を「掲げる」に改める。

**附則**

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番